



上富田町告示第123号

動物の愛護及び管理に関する法律第三十五条第三項、同法第三十六条第二項、又は和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例第十七条第一項の規定により、所有者の判明しない動物を引き取ったので下記のとおり告示する。

令和8年 8月 25日

上富田町長 奥田 誠



保 護 年 月 日	令和8年8月24日	
保 護 場 所	上富田町岩田付近	
保 護 動 物 の 特 徴	動 物	犬
	種 類	雑種
	性 別	雄
	体 格	中
	毛 色	まだら
	毛の長さ	短
	首 輪	無
	そ の 他	
備 考	令和8年8月27日までに引き取らない場合は処分されます。 問い合わせ先：田辺保健所 TEL 26-7934	